

仕 様 書

- 1 件 名 キャンパス間連絡バス運行委託（単価契約）
- 2 契約期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 2 月 2 8 日まで
- 3 履行場所 東京都立大学（南大沢キャンパス・日野キャンパス）
- 4 業務内容
東京都公立大学法人職員、東京都立大学教員・学生等を東京都立大学南大沢キャンパス及び日野キャンパス間において、受託者は次に定めるところにより、輸送を実施するものとする。
- 5 運行区間 南大沢キャンパス（八王子市南大沢一丁目 1 番）と
日野キャンパス（日野市旭が丘六丁目 6 番）との間
- 6 車両台数 3 台
- 7 使用車両 別紙「特記仕様書」のとおり
- 8 予定延台数 3 8 8 台

運 行 予 定 台 数						計
前 期		後 期				
1 便	2 便	1 便	2 便	3 便 (水のみ)	4 便 (木のみ)	
100	86	88	82	16	16	388

【内訳】・ 1， 3 便：南大沢キャンパス始発、南大沢キャンパス最終着の 7 往復

・ 2 便：日野キャンパス始発、日野キャンパス最終着の 7 往復

・ 4 便：南大沢キャンパス始発（午後発）、南大沢キャンパス最終着の 4 往復

・ 1 便・ 2 便・ 3 便・ 4 便の出発・帰着地点は、別紙 2－1、2－2 を参照のこと

ただし、この契約期間の終了前に、推定総金額（税込）に達することが明らかに見込まれる場合は、当月末をもって、本契約は停止するものとし、翌月以降については別途契約するものとする。また契約期間満了時に支払総金額（税込）が推定総金額（税込）に満たない場合は、この契約を打ち切るものとする。

9 輸送料金

委託者が受託者に支払う輸送の輸送料金は、1 日 1 台当たりの単価とする。

10 車両の所有等

受託者は、委託者が別紙「特記仕様書」で指定する車両を自らが用意し、所有するものとする。

る。それにより生じる費用（車検、保険料、修繕費用等）についても、受託者が負担するものとする。

なお、運行時間外に車両の待機場所として本学内（南大沢キャンパス・日野キャンパス）の駐車スペースを使用することは可能である。ただし、駐車スペースで起きた事故や盗難に関して、委託者は一切責任を負わないものとする。

11 連絡体制表の提出

受託者は、委託者からの指示や遅延・事故発生時等に迅速かつ確実に対応できる体制を確保し、その体制を示した連絡体制表（様式任意）を本輸送開始前までに委託者に提出すること。また、連絡体制表の内容に変更が生じた場合には、速やかに訂正等を行い、委託者に提出すること。

12 乗務員教育の実施

乗客に対するハラスメント、接遇に関する研修を年に1回乗務員に対し実施し報告すること。

13 運行予定日及び運行時刻等

（1）運行予定日

原則として、委託者の平常授業日、試験期間、集中授業日及び補講日の毎週月曜日から金曜日までの週5日とし、**別紙1－1**の様式により前期（4月～9月）、**別紙1－2**の様式により後期（10月～2月）の別に分けて、本輸送開始の30日前までに受託者へ通知する。

ただし、諸事情により通知が遅れる場合は事前に協議のうえ、通知日を取り決めるものとする。

なお、通常は2台での運行となるが、後期水曜・木曜日は3台での運行、集中授業日と補講日においては1台のみの運行とする。

（2）運行時刻

別紙2－1（前期：4月～9月）、**別紙2－2**（後期：10月～2月）のとおりとする。

ただし、やむを得ない事情が発生した場合、委託者との協議の上、**午前7:00から午後7:50**の間において、運行時刻を変更することができる。

（3）運行回数

1日の運行本数は、原則として南大沢キャンパス・日野キャンパス間28回（14往復）、後期水曜日は42回（21往復）、後期木曜日は36回（18往復）を予定しているが、上記運行時刻の間において協議のうえ変更することができる。

（4）臨時運行及び臨時運休

（1）による運行予定日の通知後、臨時の運行又は運休が生じる場合については、協議のうえ、委託者が日時を決定する。

（5）運行コース

① 原則として、**別紙3**に指示するルートを運行するが、事故による道路渋滞、工事渋滞、その他運行予定時間内に本輸送が著しく遅延を伴うことが予測される場合などは、受託者の判断により本輸送ルート変更を行えるものとする。変更にあたっては道路交通法を遵守し、及び住宅街等他者の通行を妨げる狭小な道路の通行を避けること。

なお、コース変更をする場合は早急にその旨を委託者へ電話等で連絡し、その後文書

によっても報告すること。

- ② 南大沢キャンパス内への車両入出時の遮断機のリモコン操作は、受託者が行うこと。

なお、遮断機の操作に必要なリモコンは、契約期間中、委託者が受託者に貸与する。

(6) 使用する停留所

本輸送に使用する停留所は、次のとおりとする。ただし、協議のうえ、停留所の位置及び数を変更することができる。

- ① 東京都立大学（南大沢キャンパス）・・・・・・（別紙4のとおり）

- ② 東京都立大学（日野キャンパス）・・・・・・（別紙5のとおり）

(7) 乗客の確認

乗客の乗車に際しては、提示される学生証・教職員証等を確認すること。

(8) 遅延証明書の発行

到着が連絡バス運行時刻表に定める到着時間より10分以上遅延した場合は、受託者が用意する遅延証明書を希望する乗客に手渡すこと。

(9) 連絡バス運行日誌

受託者は、輸送が完了したときは、連絡バス運転日誌（別紙6）に発着時刻を記入のうえ、委託者の確認を受けるものとする。

14 車両の管理・保守

受託者は運行日毎に、適切な日常整備・点検等を実施すること。

15 車内の点検及び清掃等

受託者は連絡バスが停留所に到着した後に車内点検を実施し、乗客の降り忘れや不審物等が残されていないことを確認するとともに、車内清掃を実施し、車内を清潔に保つこと。また、乗客の忘れ物を発見した際は、その都度委託者に連絡を行うこと。

16 障害者等の乗降時の介助

障害者等（車椅子利用者等）がバスを利用する場合、受託者は乗降の介助を行うこと。

17 事故・遅延・故障

- (1) 受託者は本輸送の遂行に伴い人身、対物、及び車両等の事故が生じた場合、人命救助を第一に優先するとともに、関係諸法令に基づいた措置を講じた上、その状況を直ちに委託者に報告しなければならない。

- (2) 車両が事故等により、人畜、物件等に損害を与えた場合、受託者が一切の賠償責任を負うものとする。

- (3) 事故による道路渋滞、工事渋滞、その他運行予定時間内に本輸送が著しく遅延を伴うことが予測される場合、直ちにその状況を委託者に報告しなければならない。

- (4) 車両に修理が必要となった場合、その経費は受託者が負担すること。また、修理期間中における代車は受託者が用意すること。

- (5) 事故の処理にあたっては、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した事故報告書（別紙7）をもって、速やかに委託者に報告するとともに、委託者と協議し、その指示に従わなければならない。

- (6) 運行中の車両の事故、故障等での運行休止時には、直ちに代替車両を投入し、当該運行休止車両の乗客及びその後の運行に支障を生じさせないこと。

18 請求、支払

- (1) 代金の請求については、連絡バス運行日誌（別紙6）と委託完了届に基づき、各月毎にまとめて請求すること。
- (2) 各月毎に、当該月分を検査完了後、毎月払いとする。
- (3) 適正な請求書が提出されてから、60日以内に支払うものとする。

19 秘密の保持

受託者は、本委託業務の内容及び委託業務遂行上知り得た内容を、第三者（インターネットやSNS等への書き込みも含む）に漏らしてはならない。このことは契約解除及び契約終了後も同様とする。

20 その他

業務の遂行に当たっては、委託者との連絡を密にし、不明な点はその都度協議すること。

21 改善義務

委託者は、委託業務に関して調査し、又は報告を求め、必要のあるときは改善を求めることができるものとする。この場合、受託者は、直ちにこれに応じてその結果を報告しなければならない。これにより、適正な業務履行がなされていないと判断した場合は、委託業務指導指示書を交付する。

22 契約解除

- (1) 第20条の規定による委託業務指導指示書交付後、履行状況の改善が認められないと委託者が判断する場合は、受託者は契約解除に応じること。
- (2) 受託者は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約解除に応じること。
- ① この契約の履行にあたり、法令に違反したとき。
 - ② 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。
 - ③ その他、その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

23 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- ① 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

24 疑義の解釈

本仕様書に定める事項以外については、委託者と協議の上決定すること。また、本仕様書に疑義のある場合は、あらかじめ委託者と協議するものとする。

担当：東京都立大学管理部

学長室庶務係 佐久間

042-677-1111(内線:1073)

特記仕様書

- | | |
|-------------|--|
| 1 車 体 | 全長 7m から 9m 程度 |
| 2 ステアリング | 右ハンドル |
| 3 乗 降 扉 位 置 | 中扉又は前扉(そのほか、乗降用の後扉等がある場合も可) |
| 4 シートレイアウト | 前向きタイプ |
| 5 乗 車 定 員 | 50人以上(24座席以上を有し、立ち乗りを要する場合は、当該乗客数分の吊革等を備えていること。) |
| 6 主 要 装 備 | (1) 車椅子利用者の乗降に対応できること。

(2) エアコンを装備し、快適な車内空間を確保していること。 |
| 7 付 属 品 | (1) 吊革

(2) スタッドレスタイヤ(車両装着ホイール付)

(3) 標準付属品

(4) 標準工具、車両装着タイヤと同等のホイール付スペアタイヤ |
| 8 そ の 他 | 使用車両には、東京都立大学に係るポスター掲示及びチラシ配置を受託者が可能な範囲で行うものとする。 |

なお、使用車両は、履行開始以前の運行に支障が生じない時期に受託者が委託者に示し、委託者の承認を得て決定するものとする。